

12 月 2 日以降の資格確認方法

一資格情報を確認できない場合の対応等一

12 月 2 日に紙の保険証の新規発行が廃止される。廃止後の取扱いやマイナ保険証での資格確認が出来ない場合の取扱いについてまとめたので確認されたい。

発行済みの健康保険証の取扱い

12 月 2 日以降も最大 1 年間使える。

国保加入者…券面に記載の有効期限まで

後期高齢者医療加入者…2025 年 7 月 31 日まで

会社員、公務員など…2025 年 12 月 1 日まで

※いずれも転居や転職、75 歳到達などで保険者が変わる場合は変更前まで。



マイナ保険証で資格確認できない場合

- ・資格情報が「無効」と表示される
- ・カードリーダーの故障
- ・IC チップの汚損・破損
- ・電子証明書の有効期限切れ※
- ・オンライン資格確認システム未導入の医療機関 等
- ※電子証明書（5 年間）は有効期限切れ後も 3 カ月間は保険証機能を保持する。
- 3 カ月経過後は「資格確認書」が申請不要で交付される。

下記①→②→③の順に可能な方法で対応する。（10 割負担とならないように配慮）

- ①他の資格確認書類を提示してもらう
 - a. 保険証
 - b. 資格確認書
 - c. マイナンバーカード＋「資格情報のお知らせ」
 - d. マイナンバーカード＋スマホ等でマイナポータルの資格情報の画面
- ②（再診時、再初診時）過去受診歴を確認し、資格情報に変更がないことを本人に口頭で確認する。変更が無ければそのままレセプト請求し、変更がある場合は、レセプト摘要欄に「旧資格情報」と記載し古い資格情報でレセプト請求する（保険者間で振替請求が行われる）。
- ③（初診時、過去受診歴が確認できない場合）被保険者資格申立書を患者に分かる範囲で記載してもらう。レセプトは図 1 のように不詳レセプトを作成する。

なお、この場合、審査支払機関側で受診時の加入保険者を特定する。特定できなかった場合は、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととされている。特定に時間を要するため、該当レセプトの診療報酬の支払確定および振込みは通常より遅れる可能性がある。

・停電など→上記の対応または災害時モードに切り替える（氏名、生年月日、性別、住所等の入力で資格情報の一部や投薬歴等を確認できる）

有効期限内の保険証または資格確認書を持参したが、オンライン資格確認システムにおいて確認すると「無効」等と表示される場合

提示された券面の情報をもとにレセプト請求する。万が一に無効証だった場合、審査支払機関より「返戻していいか」という趣旨の連絡が来る可能性があるが、受診日に有効期限内の券面を確認した旨を伝えれば、返戻を拒否することができる（保険者間で振替請求等が行われる）。

11/10 歯科 新規個別指導対策講習会を開催

11 月 10 日、歯科の新規開業医療機関等を対象とした新規個別指導対策講習会をオンライン（Zoom ウェビナー）で実施し、新規開業された先生だけでなく今後継承予定の先生を含めた計 14 名が参加した。

まず事務局より、指導制度の概要として指導の根拠及び種類、対象となる医療機関を説明、新規個別指導の流れを実際の実施通知や対象患者リストな

どを示しながら解説を行った。

続いて、保団連発行の『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト第 10 版』を用いて、カルテ記載の重要性和留意事項を県保険医協会の池上正資副会長が解説。「適正な診療をしていたとしてもカルテ記載が不備であった場合、説得力に欠けてしまう。医療事故・訴訟の際の証拠書類にもなり、適正なカルテ記載こそ保険医の強い味方とな

「資格確認書」とは？

マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の利用登録をしていない人、利用登録の解除申請をした人に申請不要で交付されるもの。現行の保険証とほぼ同じ見目で、「資格確認書」1 枚で資格確認が可能。初回交付時期は、「現行の保険証の有効期限が切れる前までに」と案内している保険者が多い。なお、保険証に代わる本人確認書類として登録される見込み。

なお、75 歳の誕生日を迎えて新たに後期高齢者医療制度に加入する人や住所変更のある後期高齢者医療制度の被保険者等については、2025 年 7 月末までに限り、マイナ保険証の利用登録があるか否かに関わらず申請不要で交付される。2025 年 8 月以降は前述と同様に、マイナ保険証の利用登録のある人には「資格情報のお知らせ」、ない人には資格確認書が交付される。

「資格情報のお知らせ」とは？

マイナ保険証の利用登録が済んでいる人に交付されるもので、10 月頃から交付が始まっている。協会けんぽなど、保険者によっては利用登録しているかどうかに関わらず加入者全員に交付している。カードリーダー未導入や故障中などによりマイナ保険証を受け付けられない医療機関において、マイナンバーカード（本人確認書類として使用）と併せて提示することで資格確認を行うことができる。「資格情報のお知らせ」単体では資格確認できず、本人確認書類としても利用できない。

図 1
不詳レセプト
の作成方法

			1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外
			2 公費		2 2 併	4 六外	0 高外 7
					3 3 併	6 家外	
保険者 番号	7	7	7	7	7	7	7
							給 付 割 合
							10 9 8 7 ()
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号		7777777777 (9 桁) (枝番)					
		後期高齢者医療の場合は 77777777 (8 桁)					

摘要欄

《 摘要欄の先頭に「不詳」と記載し、その下段に 被保険者資格申立書に記載された内容を転記する。 》

不詳
カナ氏名、保険種別、保険者等名称、事業所名、住所（複数存在する場合は全て）、連絡先、患者への連絡を行った日付※
※患者から資格情報の提供に係わる後日の連絡がなく、医療機関から患者へ連絡を行った日付。連絡がつかなかった場合も記載する。

—以下、算定点数—

★診療報酬 まめ知識★（医科・歯科共通）

医療情報取得加算 1 ～ 4 は 2024 年 12 月 1 日より、点数が初診時・再診時ともにマイナ保険証の利用の有無に関わらず 1 点に統一される。算定回数は初診時（月 1 回）、再診時（3 月に 1 回）

初診時 （月 1 回）	6 月～ 11 月	12 月 1 日～
	加算 1	3 点
再診時 （3 月に 1 回）	加算 2	1 点
	加算 3	2 点
	加算 4	1 点

る」と強調した。また、個別指導の指導員が用いることとされている「保険診療確認事項リスト」が厚労省の HP に掲載されている旨を紹介し、カルテ記載の自己点検のため必ずチェックするよう解説した。

協会では会員医療機関を対象に、個別指導の提出資料、持参物の事前チェックなど個別対応を行っている。実施通知が届いた場合や不安なことが

ある場合には、まずは協会に相談をお願いしたい。

診療録の性格

■ カルテは歯科医師法に記載・保存が義務
■ 診療報酬請求の原簿ともなり、個別指導
参物
■ 医療事故・訴訟の際の証拠書類

適正なカルテこそ保険医の強い味方となる

解説する池上副会長